チェンマイ大学での貢献 (28)

伊藤信孝 チェンマイ大学客員教授・工学部

本報では「研究の成果を如何に商品化に結びつけるか」についての講義をして欲しいと 言う依頼を受けて出前講義をしたことについて記述する。依頼先はこれまで主として日本 語、日本の伝統と文化、ビジネス・マナー・エチケットなどについて講義支援をしてきた 経営管理学部(Faculty of Management & Business Administration,以下MBA 学部と記述 する)の教員からであった。できない話ではないので、快く引き受けた。詳細は聞かず、と もかく資料を作り当日に備えた。依頼をしてきた教員はチェンマイ大学のインターナショ ナル・カレッジ (International College) の副所長(Vice Director) も兼任しているので、そ の関係の人々にも筆者の話を聴かせるつもりかと密かに考えていたが、予想は見事に外れ て MBA 学部の4年生が対象だという。いろいろ聞いてみると学生に標記の内容に関する講 義があり、同時に学生達がアイデアを出して、そのアイデアを商品化するための議論をし ていると言う。MBA 学部がそのようなことまでするとは予想だにしていなかっただけに驚 きである。しかし筆者にとっても依頼講義の内容については、これまで深い興味や経験の 実績もあるので、できない話ではない上に、積極的に対応してきた経緯もあったので、依 頼を受けたことが「貴重な機会をもらった」という嬉しさもあった。午後2時30分から 4時までの90分間の講義に合う講義内容を PPT で用意して臨んだ。講義室に入るとおよ そ60~70名は居るかと思う程の学生が待ち構えていた(写真参照)。用意した講義の内 容は、オリジナルで優れたアイデアが浮かんだら、いち早く大学の TLO (Technology Licensing Organization) に出向き権利化すべく手続きを願い出ること。権利化とは特許 (Patent) 又は実用新案、意匠登録などを含む知的財産 (Copyright) を取得することを意味 する。日本の大学、特に国立大学では教員が国家公務員であり、如何に優れたアイデアを 持ち合わせていても、自己の研究に無関係なアイデアならともかく、そうでない場合は教 員個人が勝手に特許申請することは禁じられていた。主たる理由は研究費と言う公的資金 を使って出てきた成果を個人が権利化することへの抵抗があったことである。教員個人が 特許申請する前に如何なるアイデアも大学レベルの「発明委員会」に概要記述した書類を 提出し、その審議の結果「提出されたアイデアは申請者個人に帰属する」と言うものに限 り個人の取り扱いが許可されるシステムであった。各学部から1名の教員が選出されて委 員会が構成され、委員長は学長であった。委員会開催の頻度は毎月1回ということであっ たが、申請件数が少ない時や、学長が多忙な場合には、キャンセルまたは持ちまわりでの 審議となった。筆者はこのシステムに長年疑問を呈していた。と言うのも構成員が特許に 精通した専門家でないこと、持ちまわりの間にアイデアが漏れる可能性があること、など 意味のない委員会に見えたからである。日本の大学が独法化されて以来、教員の評価は教

育、研究、社会貢献における活動となり、特に研究は論文数(なかでも最近5年間の編数 と国際学術誌への掲載数とその質(学術賞またはそれに類する受賞歴)が重んじられたが、 知的所有権も「貴重なアイデアのオリジナリテイを示すもの」と言うことで評価の対象に 加えられた。同時に学内に TLO が設立され、教員のアイデアを積極的に権利化し、開発・ 商品化に向けた企業との共同研究の立ち上げで外部資金を呼び寄せる体制ができた。アイ デア権利化のこれまでの経緯と現状、その重要性から最優先で権利化の手続きが成される べきであることについて強調した。また学術誌に掲載された論文、あるいは学会などで発 表され、予稿(前刷り)集掲載された研究内容は、その後6ケ月の猶予が特許出願に考慮 されることに成っていること。しかしこうした考えは極めて危険で、企業はそんなことに は無頓着で、良いアイデアならお構いなしにどんどん出願する。係争になっても企業は豊 富な資金で立ち向かうから大学人が、あるいは一人の研究者が相手にするには極めて困難 であること、また筆者の論文がその専門誌に掲載されているにも関わらず、同様の内容を 巧みにタイトルを変えて特許申請していた企業の例を紹介した。特許は申請するだけでは 権利化されず、審査請求をしないと審査されず権利化されない。特許申請された案件は1 年半後に公開特許広報に紹介される。これによってどのようなアイデアが特許申請されて いるかがわかるので、同じようなアイデアを商品化する者が審査請求をして権利化の有無 を確認することができる。昔は「情報提供」というシステムが有り、既に学術誌などに掲 載された内容に類似の申請案件については特許庁長官あてに物証としての論文掲載の別刷 りなどを添付して申し出れば、審査の後にその申し出が受諾されれば、その案件は以後審 査の対象にならなかった筆者の経験についても話した(現在このシステムはない)。すなわ ち広報による公知が大量の審査案件の手続きをスクリーニングする役割を果たすことなど も説明した。筆者の講義を聴講した学生達がどのレベルまで内容を理解したかについては 定かではない。学生達には、意外と聞きたい質問は他にあったのではないかと推察する。 例えばあるところまでは考えたが、その先をどうすればよいか、と言う解決策(法)に向 けたアイデア提供の レベルであったかも知れない。もしそうであれば少々視点が異なる。 権利化とは関係なく、どうすれば良いかを皆で考えようと言うのであれば疑問に対するア イデアの創出と提供と言う講義の類になる。そうして出てきたアイデアを権利化するとな ると受益者(特許権を得て利益を得るもの)は誰かでもめる。すなわち特許申請者が一部 の代表者なのか、誰が特許申請書にその名前を書くのかである。この辺の認識に相違があ ると講義としてのレベルでは良いが権利化には結びつかない。ここではそれほど真剣に考 えず、「問われる質問に「こうしたらどうか」と言うレベルで応対するにとどめておけば良 かったのかも知れない。いずれにしても MBA 学部における新たな一面を垣間見たこと、筆 者の講義内容がいくらかでも有益になればと言う2点をここでは論点としたい。技術管理 (Technology management) の重要性という視点から考えれば MBA 学部でこうしたカリキ ュラムが組まれていても不思議ではない。社会科学という先入観から「なるほど、このよ うなことも MBA 学部ではやっているんだ」と意識を再確認した思いである。





図1 授業に先立ち筆者の紹介をする担当教員(左)と受講生(右)